

令和7年度第1回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和7年4月30日（水）午後2時

場所：松本市役所 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 諮問

4 議事

(1) 諮問事項

第5期松本市地域福祉計画の策定について

5 分科会からの活動報告

6 その他

7 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

No.	氏 名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備 考
1	青木 知子	松本市私立幼稚園連盟会長	児童福祉専門分科会	
2	浅野 尚志	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
3	岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
4	海野 暁光	私立保育園・認定こども園代表	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会副会長
5	小仁熊 恭夫	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	
6	北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	障害者福祉専門分科会	
7	草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
8	小林 弘明	松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
9	澤地 雅弘	長野県弁護士会	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
10	尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科教授	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会会長
11	高津 千代子	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 松本事業所副所長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
12	田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
13	中澤 芳江	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
14	羽田 原之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	高齢福祉専門分科会副会長
15	平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会会長
16	廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
17	丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
18	三村 仁志	長野県社会福祉士会 前会長 障がい者支援施設ささらの里 施設長	地域福祉専門分科会	
19	向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	
20	山崎 井子	(特非)未来の風 療育センター らいふ	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長

社会福祉審議会資料
7. 4. 30
福祉政策課

第5期松本市地域福祉計画の策定について

1 趣旨

社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として5年を1期として策定する「松本市地域福祉計画」について、現計画である第4期松本市地域福祉計画が令和7年度で満了となるため、あらためて第5期松本市地域福祉計画（以下「第5期計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定の経過と目的

- (1) H18.7 第1期地域福祉計画（平成18年～平成22年）策定
- (2) H23.7 第2期地域福祉計画（平成23年～平成27年）策定
- (3) H28.7 第3期地域福祉計画（平成28年～令和2年）策定
- (4) R 3.8 第4期地域福祉計画（令和3年～令和7年）策定

松本市地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める健康福祉等各分野の上位計画として位置付け、制度や分野ごと「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することを促進し、人と地域資源が世代や分野を超え「丸ごと」つながる地域共生社会の実現を目指す計画とするものです。

3 現行（第4期）計画について

(1) 計画の概要

第3期計画の成果と検証及び福祉現場における地域の声を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした計画を策定しました。

また、本計画には再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとして一体的に策定しました。

(2) 計画策定の考え方

ア 計画の位置付け

最上位計画の松本市総合計画のもと、福祉の各分野における上位計画として位置付けました。

(3) 基本理念

みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる

(4) 基本目標

ア 安心して暮らせるまちづくり～福祉サービスの充実～

イ 困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～

ウ みとめ合う社会の土壌づくり～学びと交流～

4 第5期計画について

(1) 計画の基本的な内容

地域住民の複雑化・複合化した課題及び制度の狭間にある住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備する「誰も取り残さない全世代型個別支援事業実施計画（令和5年3月策定）」を統合し、地域共生社会の実現に向けた取組みをより一層進めるため、社会福祉法第107条第1項の規定により以下の項目について具体的に盛り込みます。

ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

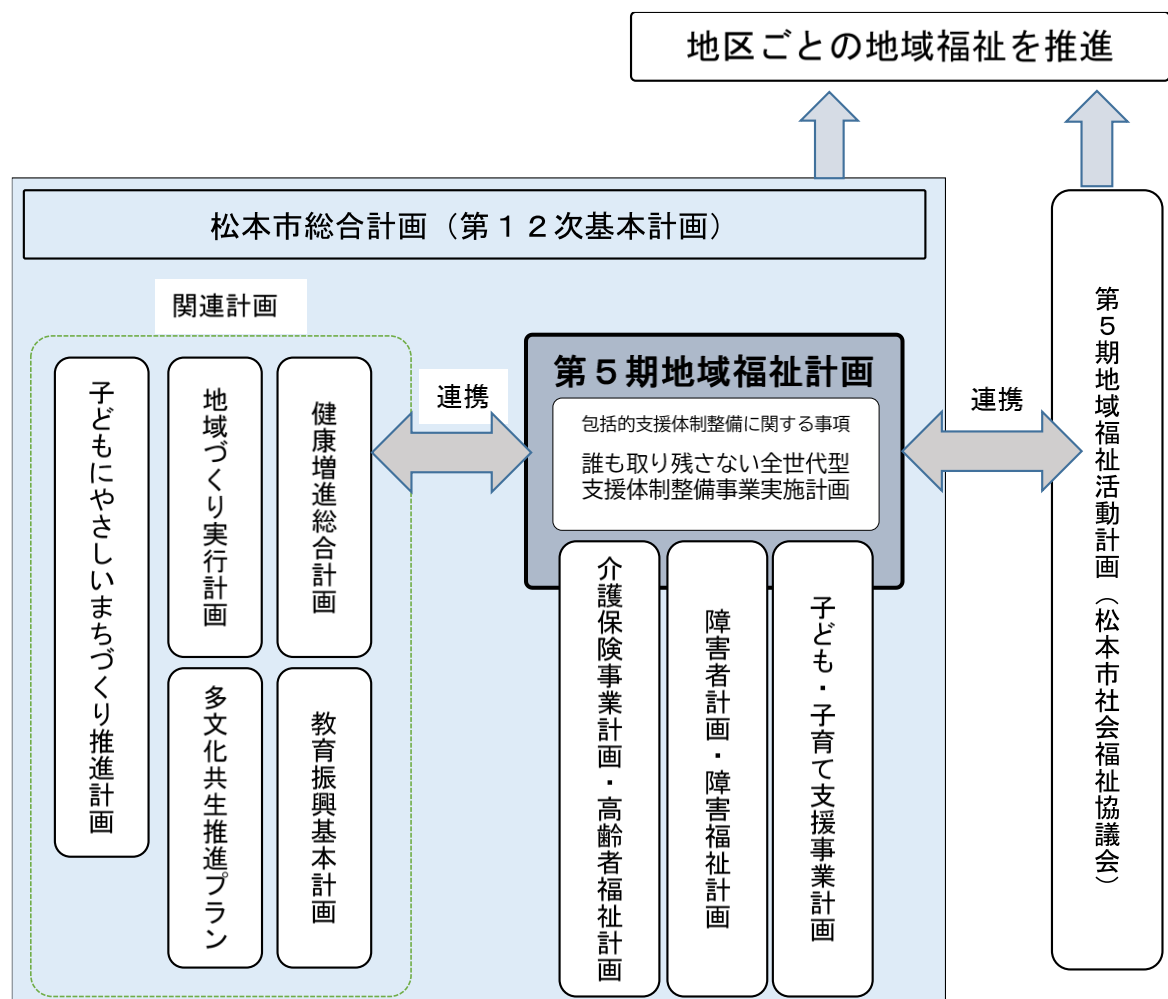
ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

オ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 本市の考え方

松本市第12次基本計画をはじめとする関連する諸計画と連携して整合がとれた計画とします。



(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

- (4) 本計画においても、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条に規定された「地方再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとして一体的に策定します。
- (5) 計画期間中は、計画の適切な推進に向けて実施状況の進捗管理を行い、本市を取り巻く地域福祉課題の変化に応じて中間見直しを検討します。

5 策定のスケジュール(予定)

- R7.
- | | |
|-----|----------------------------------|
| 4 | 社会福祉審議会に諮問 |
| 5 | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会
・ 諮問内容の説明、協議 |
| 6～7 | 市民アンケート調査の実施 |
| 8～9 | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会
・ 計画案の協議 |
| 10 | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会
・ 答申案の協議 |
| 11 | 社会福祉審議会(答申) |
| 12 | 市議会に計画(案)を協議 |
- 8.
- | | |
|---|---|
| 1 | パブリックコメントの実施(30日間) |
| 2 | 社会福祉審議会地域福祉専門分科会にパブリックコメント等の結果及び計画(案)の報告 |
| 3 | 市議会にパブリックコメント等の結果及び計画(案)の報告
第5期松本市地域福祉計画策定 |

6 今後の進め方

社会福祉審議会及び各種専門分科会での協議を踏まえ、議会での協議、パブリックコメント等による市民の意見を反映させた計画を策定します。

令和6年度障害者福祉専門分科会活動報告

1 開催日時

令和7年3月13日（木）午後1時30分から午後3時

2 場所

松本市中心公民館（Mウイング） 4－2会議室

3 出席者

9名（委員12名）

4 協議事項

- (1) 第5次松本市障がい者計画の策定について
- (2) 第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況について
- (3) 社会福祉施設等施設整備の基本方針について
- (4) 日中サービス支援型共同生活援助事業所における評価について

5 今後の予定

- (1) 第5次松本市障がい者計画の策定に向けたアンケート内容の協議
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価方法の検討

(協議事項)

第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画
(第4期松本市障がい児福祉計画) の策定について

1 趣 旨

現行の「第4次松本市障がい者計画」と「第7期松本市障がい福祉計画及び第3期松本市障がい児福祉計画」が令和8年度で計画期間が終了することに伴い、引き続き障がい者施策の充実強化を図るため、現行計画の見直しを行い、新たに計画を策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

ア 障害者計画

(ア) 障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村に策定が義務付けられており障がい者施策の推進に関する中長期の方向性を定める計画です。

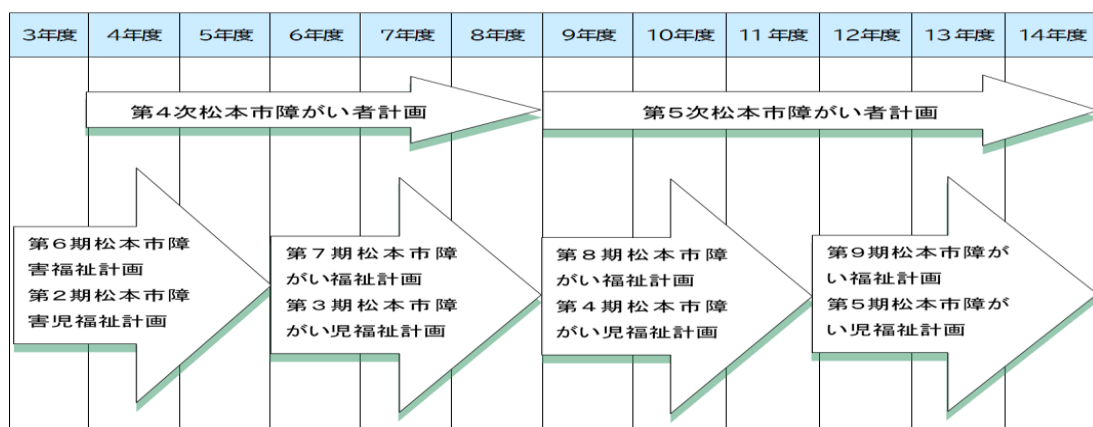
(イ) 計画の策定期間や期間は、市町村の判断で決定しており、本市では平成9年度より策定しています。

イ 障害福祉計画

(ア) 平成18年の障害者総合支援法の施行に伴い、平成19年度から市町村に策定が義務付けられ、具体的な障がい者の支援策や数値目標等について定める計画です。

(イ) 計画期間は国の指針により3年間と定められており、障害者計画との整合性を図りながら策定しています。

(2) 計画の期間



令和8年度をもって、障害者計画、障害福祉計画双方の計画期間が終了することから、次期計画については、両計画の終期を合わせた一体的な計画として策定します。

3 計画（案）の概要について

(1) 基本的な考え方

これまで進めてきた、障がいのある方も社会の構成員として地域で暮らす「共生社会」の実現の基本理念を継承しながら、地域移行や就労支援など社会参加を促進する事業を中心に、障がい者を地域全体で支える施策の推進を目指します。

(2) 計画期間

令和9年度～令和14年度の6年間

なお、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度（令和11年度）を中間評価年とし、障害福祉計画及び障害福祉計画は当該年度に次期計画を策定します。

4 今後の予定

年度	時期	内容
令和7年度	7. 4	松本市社会福祉審議会（計画策定について報告）
	5～6	業者との打ち合わせ
	7	障害者福祉専門分科会（アンケート案について協議）
	8～9	アンケート調査の実施
	10～12	アンケート調査の分析、計画案の作成
	10	松本市社会福祉審議会（計画案について協議・諮問）
	8. 2	市議会 厚生委員協議会（計画策定について報告）
	3	障害者福祉専門分科会（アンケート結果報告、計画案の協議）
令和8年度	4～9	障害者福祉専門分科会（計画案について協議）
	10	社会福祉審議会から計画案について答申
	12	市議会 厚生委員協議会（計画案について協議）
	12～1	パブリックコメント
	2	市議会厚生委員協議会（計画について報告）
	2	障害者福祉専門分科会（計画について報告）
	3	松本市自立支援協議会（計画について報告）

第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況 について

第6期松本市障がい福祉計画・第2期松本市障がい児福祉計画(令和3～令和5年度)における令和5年度の実績値について、取りまとめましたので下記のとおり結果を報告します。

1 障害福祉サービス等の利用状況

(1)訪問系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (時間/月)	見込	7,065	7,065	7,065
	実績	6,201	6,890	7,257
	到達状況(実績/見込)	87.8%	97.5%	102.7%
②重度訪問介護 (時間/月)	見込	443	443	443
	実績	1,419	1,460	1,881
	到達状況(実績/見込)	320.3%	329.6%	424.6%
③同行援護 (時間/月)	見込	498	498	498
	実績	503	613	775
	到達状況(実績/見込)	101.0%	123.0%	155.6%
④行動援護 (時間/月)	見込	1,232	1,318	1,410
	実績	909	1,178	1,471
	到達状況(実績/見込)	73.8%	89.4%	104.3%
⑤重度障害者包括支援(時間/月)	見込	2,920	2,920	2,920
	実績	2,880	2,160	2,006
	到達状況(実績/見込)	98.6%	74.0%	68.7%

時間＝月間利用時間

- ※① 居宅介護の利用者は、令和2年度 394 人/月から令和 5 年度 473 人/月と増え、利用時間も増加しています。
- ※② 重度訪問介護は、長時間の利用者が増加したことにより、実績が見込を大幅に超過しています。
- ※③ 行動援護の利用者は、令和 2 年度 62 人/月から令和 5 年度 88 人/月と増え、利用時間も増加しています。

(2) 日中活動系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護 (日分/月)	見込	9,488	9,677	9,870
	実績	8,657	8,568	8,583
	到達状況(実績/見込)	91.2%	88.5%	87.0%
②自立訓練(機能訓練) (日分/月)	見込	29	29	29
	実績	11	77	20
	到達状況(実績/見込)	75.9%	265.5%	69.0%
③自立訓練(生活訓練) (日分/月)	見込	145	145	145
	実績	164	479	169
	到達状況(実績/見込)	113.1%	330.3%	116.6%
④就労移行支援 (日分/月)	見込	1,265	1,347	1,430
	実績	1,401	1,357	1,347
	到達状況(実績/見込)	110.8%	100.7%	94.2%
⑤就労継続支援(A型) (日分/月)	見込	1,627	1,702	1,777
	実績	1,667	2,364	3,027
	到達状況(実績/見込)	102.5%	138.9%	170.3%
⑥就労継続支援(B型) (日分/月)	見込	10,042	10,170	10,300
	実績	9,585	9,679	10,143
	到達状況(実績/見込)	95.4%	95.2%	98.5%
⑦就労定着支援 (日分/月)	見込	16	16	16
	実績	15	20	27
	到達状況(実績/見込)	93.8%	125.0%	168.8%
⑧療養介護 (日分/月)	見込	49	49	49
	実績	52	51	54
	到達状況(実績/見込)	106.1%	104.1%	110.2%
⑨短期入所(福祉型) (日分/月)	見込	392	401	409
	実績	383	398	409
	到達状況(実績/見込)	97.7%	99.3%	100.0%
⑨短期入所(医療型) (日分/月)	見込	169	170	174
	実績	122	106	116
	到達状況(実績/見込)	72.2%	62.4%	66.7%

日分＝月間延利用人数

※⑤ 就労継続支援(A型)の利用人数が大きく増加している要因は令和2年度に6か所だった事業所数が令和5年度に13か所に増えたことや精神障害者の利用者が増加しているためと考えられます。

(3)居住系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助 (人／月)	見込	6	8	10
	実績	5	4	2
	到達状況(実績／見込)	83.3%	50.0%	20.0%
②共同生活援助 (人／月)	見込	260	279	298
	実績	259	282	312
	到達状況(実績／見込)	99.6%	101.1%	104.7%
③施設入所支援 (人／月)	見込	232	231	230
	実績	220	219	212
	到達状況(実績／見込)	94.8%	94.8%	92.2%

人＝月間実利用人数

※① 自立生活援助事業は平成30年度に始まった事業で、事業所数も少ないため実績が少ないと考えられます。

※③ 施設入所支援の利用者数について、第6期障害者福祉計画では施設入所者を地域へ移行し利用者数が減る見込みとしました。

(4)相談支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	見込	486	494	503
	実績	473	562	596
	到達状況(実績／見込)	97.3%	113.8%	118.5%
②地域移行支援	見込	5	5	5
	実績	1	0	0
	到達状況(実績／見込)	20.0%	0.0%	0.0%
③地域定着支援	見込	5	5	5
	実績	5	6	8
	到達状況(実績／見込)	100.0%	120.0%	160.0%

人＝月間実利用人数

(5)障がい児支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援 (人／月)	見込	117	125	133
	実績	120	149	238
	到達状況(実績／見込)	102.5%	119.2%	178.9%
②放課後等デイサー ビス(人／月)	見込	316	335	356
	実績	422	477	626
	到達状況(実績／見込)	133.5%	142.3%	175.8%
③保育所等訪問支援 (人／月)	見込	2	3	3
	実績	0	1	1
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	33.3%
④居宅訪問型児童発 達支援(人／月)	見込	2	3	4
	実績	0	1	2
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	50%
⑤障害児相談支援 (人／月)	見込	45	46	48
	実績	55	203	74
	到達状況(実績／見込)	122.2%	441.3%	154.2%
⑥医療的ケア児に対 する関連分野の支援 を調整するコーディネーター (圏域配置人数)	見込	0	0	1
	実績	0	0	1
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	100%

人＝月間実利用人数

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑦福祉型児童入所支 援(人／月)	見込	5	5	5
	実績	4	4	5
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	100%
⑧医療型児童入所支 援(人／月)	見込	14	16	16
	実績	20	21	18
	到達状況(実績／見込)	142.8%	131.2%	112.5%

人＝月間実利用人数

(6)サービス事業所数の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護設置目標数	見込	20	21	22
	実績	20	20	19
	到達状況(実績／見込)	100.0%	95.2%	86.4%
自立訓練設置目標数	見込	1	1	1
	実績	1	2	2
	到達状況(実績／見込)	100.0%	200.0%	200.0%
就労移行支援設置目標数	見込	12	13	14
	実績	10	13	11
	到達状況(実績／見込)	83.3%	100.0%	78.6%
就労継続支援(A型)設置目標数	見込	6	6	7
	実績	10	12	13
	到達状況(実績／見込)	166.7%	200.0%	185.7%
就労継続支援(B型)設置目標数	見込	29	29	30
	実績	34	37	37
	到達状況(実績／見込)	117.2%	127.6%	123.3%
療養介護設置目標数	見込	2	2	2
	実績	2	2	2
	到達状況(実績／見込)	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所設置目標数	見込	15	15	16
	実績	17	19	18
	到達状況(実績／見込)	113.3%	126.7%	112.5%
グループホーム設置目標数	見込	50	53	56
	実績	59	64	76
	到達状況(実績／見込)	118.0%	120.8%	135.7%

単位:力所数

(7)地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業(件数／年)	見込	1,424	1,495	1,596
	実績	1,348	1,483	1,499
	到達状況(実績／見込)	94.7%	99.2%	93.9%
日常生活用具給付等 事業(件数／年)	見込	5,143	5,177	5,220
	実績	5,146	5,500	5,603
	到達状況(実績／見込)	100.1%	106.2%	107.3%
移動支援事業(時間 ／年)	見込	22,877	22,877	22,877
	実績	15,743	14,278	15,813
	到達状況(実績／見込)	68.5%	62.4%	69.1%
地域活動支援センタ ー事業(件数／月)	見込	155	156	157
	実績	113	103	92
	到達状況(実績／見込)	72.9%	66.0%	58.6%

令和8年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針

1 目的

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」とする理念や松本市第4次障がい者計画及び第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の実現に向け、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、また、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図るため、次のとおり施設整備の方針を定める。

2 整備方針

次の施設整備を優先的に実施する。

(1) 障がい児・者の安全対策の促進

ア 利用者の安全を確保するため、耐震診断や老朽度調査等の結果、耐震化改修や施設の大規模改修等を行う必要のある施設の整備を優先する。

イ 利用者の安全を確保するため、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の倒壊防止など、施設の防災対策を強化するための施設の整備を優先する。

(2) 重度障がい児・者に対応する事業所の整備促進

重度障がい児・者の日中活動の場の確保や地域生活への移行を進めるため、強度行動障がい児・者、医療的ケアのある障がい児・者、重症心身障がい児・者等に対応できる施設整備(障害児通所支援、生活介護等)を優先する。

(3) グループホームの整備促進

ア 医療的ケアを有する者や強度行動障がい者を有する者が入居できる事業所の整備を優先する。

イ 障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

ウ 地域生活の支援のため、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が必要であることから、短期入所を併設する施設を優先する。

(4) 日中活動の場の整備促進

地域生活の支援のため、日中活動の場となる通所事業所の整備が必要であることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

(5) 発達障がい児支援施設整備の促進

発達障がい児の支援の充実を図るため、地域での障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備を優先する。

(6) 地域生活支援拠点整備の促進

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、短期入所や相談支援機能等を有し、障がい者の地域での暮らしを支える、地域生活支援拠点となる施設の整備を優先する。

(7) 地域共生社会の促進

障がい児・者のみならず、高齢者や貧困等の問題を抱える方が地域で生活が送ることができ、社会資源の整備が必要となることから、共生型サービスを提供する施設、多世代交流や多機能型福祉施設の整備を優先する。

3 その他優先度を判定する観点

- (1) 市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画に基づく整備目標の達成に資するものであること。
- (2) 施設整備の目的、計画等が具体的であるもの。
- (3) ニーズ調査等が十分に行われ、真に必要な整備計画となっているもの。
- (4) 松本市、松本市自立支援協議会等の関係者との調整が十分行われているもの。
- (5) 設置・運営主体となる法人の組織体制及び運営状況が適正であること。
- (6) 資金計画が適正で、法人の安定した運営が確保されていること。
- (7) 利用者の利便性を確保する観点から、施設の立地、構造、設備等において配慮がなされていること。
- (8) 環境に配慮された施設となっていること。

4 留意事項

- (1) 令和8年度に松本市において障がい児・者の施設整備を希望する事業者は、整備計画書を令和7年9月30日までに所管課(障害福祉サービス事業所は障がい福祉課、障害児通所支援事業所はこども福祉課)に提出すること。
- (2) 事業計画は、補助金の内示から令和9年3月31日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 整備を行う圏域におけるニーズ調査等を十分に行うとともに、整備予定地の近隣住民等に事前に説明等を行い、理解を得ること。
- (4) 施設整備については、「松本市社会福祉施設等整備審査会」において審査し、承認を得た案件について、国庫補助協議を行うものであること。複数の事業者から施設整備の希望がある場合は、当該審査会における審査に基づき、優先順位を付すること。
- (5) 補助基準単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に記載されている補助基準単価を用いて補助金額を算出するが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があること。なお、事前に交付要綱をよく確認した上で、計画書を提出すること。
- (6) 国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費の2.6%が上限))の実支出額に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額(千円未満切り捨て)が補助金額となること。
- (7) 市は予算の範囲内で補助を行うものとし、国庫補助協議の結果、国庫補助金の交付対象とされなかった場合は、市は補助を行わないものであること。また、国庫補助金の内示額が協議額に比して減額された場合は、市補助金も併せて減額となること。
- (8) 整備計画書の提出された案件が全て補助採択されるとは限らないため、補助採択されなかった場合の対応について十分に検討しておくこと。

令和6年度 松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 実施報告

1 第1回

- (1) 開催日 令和6年6月26日（水）
- (2) 報告事項
 - ア 介護保険事業計画・高齢者福祉計画について
 - イ 地域密着型サービス事業者等の指定について
- (3) 協議事項
 - 地域密着型サービス事業者等の公募について

2 第2回

- (1) 開催日 令和6年11月6日（水）
- (2) 報告事項
 - ア 地域密着型サービス事業者等の指定について
 - イ 令和7年度整備予定のサービス事業者の公募結果について
- (3) 協議事項
 - ア 特定施設入居者生活介護（混合型）事業予定者の選定について
 - イ 令和7年度広域型介護老人福祉施設の施設整備について

3 第3回

- (1) 開催日 令和7年1月29日（水）
- (2) 報告事項
 - ア 松本市認知症施策推進計画の策定について
 - イ 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）について
 - ウ 地域密着型サービス事業者等の指定について
- (3) 協議事項
 - ア 令和7年度における施設・居住系サービス事業者の公募について
 - イ 令和7年度における地域密着型サービス事業者等の公募について

令和7年度 松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 実施予定

令和6年度と同時期に全3回開催し、主に第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づくサービス事業者の公募について協議を行う予定です。

社会福祉審議会資料
7. 4. 30
児童福祉専門分科会

令和6年度社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の実施状況について（報告）

	日時及び会場	内容
第1回	1 日時 令和6年6月28日（金） 15:00～17:10 2 会場 大手公民館	1 報告事項 令和5年度の各種事業について 2 協議事項 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) 子育てに関する調査結果について
第2回	1 日時 令和6年8月23日（金） 15:00～17:10 2 会場 松本市役所東庁舎4階 第3委員会室	1 協議事項 第3期子ども・子育て支援事業計画（概要部分）についてなど 2 報告事項 教育・保育施設の認可及び施設類型の変更について
第3回	1 日時 令和6年10月31日（木） 10:00～12:10 2 会場 松本市役所東庁舎4階 第3委員会室	1 協議事項 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) 児童福祉専門分科会答申（案）について
第4回	1 日時 令和7年2月3日（月） 15:00～16:50 2 会場 松本市役所東庁舎4階 第3委員会室	1 協議事項 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画について (2) 教育・保育施設の新設、変更及び利用定員の設定について

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子（寡婦に関する事項を含む。）の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各 1 人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
 - 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
 - 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
 - 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。
- (審査部会)

第 8 条 社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第 9 条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 1 0 条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和 2 6 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0
健康福祉 2 1 市民会議委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7, 0 0 0	4, 9 0 0
社会福祉	委員及び臨時委員		7, 0 0 0	4, 9 0 0
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7, 0 0 0	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

- 4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号。以下「政令」という。）第３条第１項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務１回当たりの報酬の額」とする（政令第３条第１項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉２１市民会議条例等の廃止）

- 3 松本市健康福祉２１市民会議条例（平成１３年条例第５４号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成２５年条例第３６号）は、廃止する。

令和7年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	加藤 琢江	
	福祉政策課長	豊原 広幸	
	障がい福祉課長	西村 恵美	
	高齢福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課 福祉担当課長	勝家 知子	
	西部福祉課	荻上 寿子	
こども若者部	こども若者部長	百瀬 由将	
	こども育成課長	小淵 登紀子	
	こども福祉課長	三代澤 昌秀	
	保育課長	原 正幸	
	こども発達支援課長	山崎 ひとみ	